

[事案 28-230] 契約無効請求

・平成 29 年 5 月 31 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時に元本割れのリスクについて説明がなかったこと等を理由として、契約の無効および一時払保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 8 月に銀行を募集代理店として契約した年金原資保証付の変額個人年金保険（通貨指定型）について、契約時に募集人から、元本割れの恐れがあることおよび具体的なリスク（市場リスク、信用リスクなど）の説明がなかったことから、遅くとも契約から 4 年経過すれば元本割れしない商品であると誤解して契約の申込みを行ったので、契約を取り消し、一時払保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約時に募集人は、契約締結前交付書面などを用いて、商品内容や元本割れのリスクについて十分説明している。また、リスク説明時、申立人からは「その時はあわてて円にしないで外貨預金に入れておけばよい」旨のリスクを理解したと考えられる発言があった。
- (2) 契約時に申立人から、元本割れない商品を希望するとの意向は示されず、申立人は、意向確認書において、受取額が元本を下回ることもあることを確認のうえで署名している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人と契約時に同席したその配偶者および募集人とその上司に対して、契約時の状況を把握するため事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約時、募集人が元本割れない商品であるとの誤った説明をしたことは認められず、また元本割れない商品を希望すると申立人が保険会社に伝えていたとも認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。